

南 区公告第 142 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、国民健康保険法第 78 条及び地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 6 月 24 日

横浜市南区長 高澤 和義

送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	別紙のとおり
送達する 書 類 名	国民健康保険料令和 8 年度随時 4 月期分督促状	
	（他 令和 7 年度 8 月期～3 月期）	
<p>（注意） 地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。</p>		

南区

鈴木 優香

真山 貴弘

木賀 達哉

GALLE DEHIGAHAGE

MIHAJLOVIC NIKOLA

GUO DINGFAN

穂積 里南

PARADERO EMIL JANE